

熊本県保険医協会 F A X 情報（その 5）

2020年10月29日発行：（一社）熊本県保険医協会

令和2年7月豪雨による被災者の医療・介護の 一部負担金・利用料の**免除延長**について

令和2年7月豪雨による被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除措置が、令和2年12月末までに延長されましたのでお知らせいたします。

なお、一部の市町村国保・介護保険については、令和2年11月1日以降は、医療機関の窓口で免除証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。

令和2年11月1日から12月末までの医療機関等窓口での取扱い

医療機関・介護サービス事業所等の窓口で、免除要件（下記）のいずれかに該当する旨を口頭で申告した免除対象者は、一部負担金・利用料が免除となります。

<免除要件>

1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、又はこれに準ずる被災をした
2. 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
3. 主たる生計維持者の行方が不明である
4. 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

<免除対象者（熊本県）>

1. 災害救助法適用市町村（下記）の市町村国保・介護保険の被保険者

【免除要件に該当する旨を医療機関の窓口で口頭申告すればよい市町村（11月～12月末）】

八代市、人吉市、上天草市、天草市、芦北町、錦町、湯前町、相良村、五木村、山江村
球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、菊池市、玉東町、南関町、和水町、小国町

【医療機関の窓口で免除証明書の提示が必要となる市町村（11月～12月末）】

水俣市、山鹿市、津奈木町、多良木町、水上村、長洲町、南小国町

2. 災害救助法適用市町村に住所を有する下記の被保険者又は被扶養者

（下記②～④については、被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）

- ① 熊本県後期高齢者医療広域連合、② 全国健康保険協会（協会けんぽ）
- ③ 熊本県医師国保組合、④ 熊本県歯科医師国保組合

※ 上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても免除される場合があります。
詳細は各保険者へお問い合わせください。

<医療機関等における確認等>

1. 窓口で口頭申告した免除対象者については、被保険者証等により災害救助法適用市町村に住所を有することを確認するとともに、免除要件として窓口で口頭申告した内容を診療録等の備考欄へ簡潔に記録します。

なお、被保険者証等を提示できない場合は、下記の事項を診療録等に記録します。

- ① 被用者保険の被保険者又は被扶養者の場合
氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国保、後期高齢者医療、介護保険の被保険者の場合
氏名、生年月日、住所及び連絡先（国保組合の被保険者は、これらに加えて組合名）

2. 免除要件として窓口で申告した内容については、後日、保険者から本人に対して内容の確認が行われることがある旨を、窓口で口頭申告した免除対象者（本人）に周知します。

<その他>

1. 入院・入所時の食費・居住費などは免除の対象とはなりません。
2. 熊本県外の医療機関等を受診・介護サービスを利用する場合も、同様の取扱いにより、一部負担金・利用料が免除されます。
3. 医療・介護の一部負担金・利用料が免除の場合は、窓口負担分も含めて全額（10割）を審査支払機関等へ請求します。なお、レセプトの請求方法については、2020年7月16日発行の「熊本県保険医協会FAX情報（その2）※」をご参照ください。

※ 当会ホームページの中の「令和2年7月豪雨関連情報」に掲載しています。

【熊本県保険医協会ホームページ】

<http://www.khk-dr.jp/>

<出典>

熊本県ホームページ「国保・後期高齢者医療保険者、保険医療機関、保険薬局の皆様へ」

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_20227.html?type=top

- ・ 令和2年10月27日 厚労省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課（事務連絡）
「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）」

熊本県ホームページ「被災された方は病院等の窓口負担なしで受診できます」

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34569.html